

豊富で優れた農水産物をもたらす美しい自然環境を有する青森市。
この掛けがえのない地域資源を次世代に引き継ぐため、
陸奥湾沿岸市町村や関係団体と連携して環境保全活動を推進するとともに、
快適な生活環境の確保等を図る「かがやく街」に取り組みます。

第6章

かがやく街

第1節

豊かな自然環境の保全



現状と課題

《陸奥湾資源の保全の状況》

●本市に豊かな恵みをもたらしている陸奥湾は、津軽半島と下北半島に囲まれた閉鎖性の強い水域であり、一旦汚濁が顕在化すると、その回復には多大な経費と時間を要し、完全な回復も困難とされています。

《自然環境の保護の状況》

●自然環境は、人が暮らしていくための重要な基盤であり、本市における自然の豊かさは、私たちのまちが住みやすいまちであるための大切な要素となっていますが、地球温暖化の進行や海洋汚染などが世界的な自然環境の課題となっているほか、我が国では耕作放棄地や手入れの行き届かない森林なども課題となっています。

《地球温暖化対策の状況》

●本市における2015(平成27)年度の温室効果ガスの総排出量は、261.1万t-CO₂^{※1}で、使用エネルギー種別で見ると電力の消費

に起因する二酸化炭素排出量の増加などにより、1990(平成2)年度の198.8万t-CO₂から増加しており、また部門別に見ると「業務その他部門」(事務所や店舗など)の占める割合が最も多く、次いで「家庭部門」(住居)となっています。

●本市における2015(平成27)年度の1人当たりの二酸化炭素排出量は、8.9t-CO₂で1990(平成2)年度の6.3t-CO₂から増加しています。



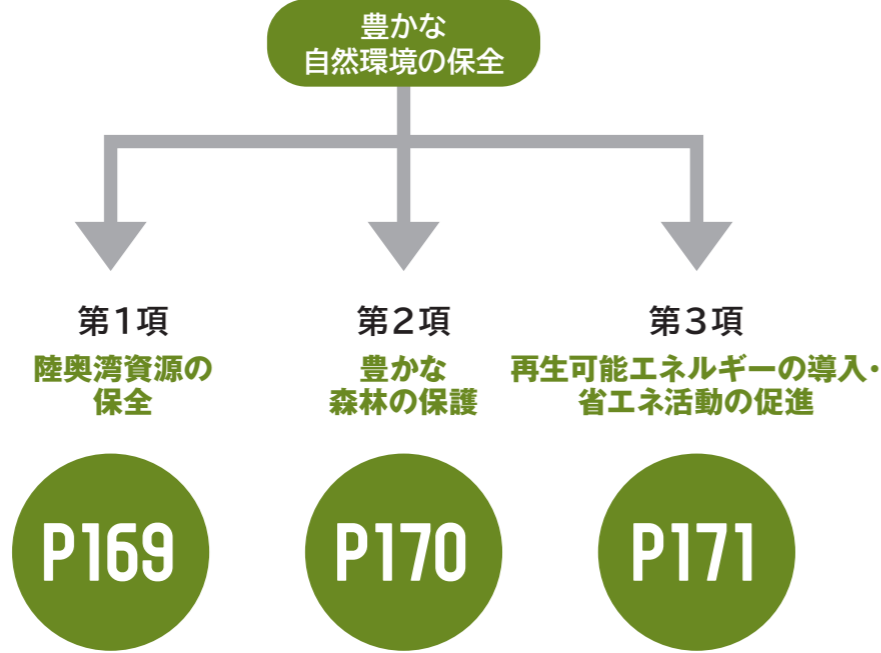
基本方向

自然環境を守り育てる活動の充実や自然保護意識の醸成によって、自然環境の保護を図るとともに、陸奥湾資源の保全のため陸奥湾沿岸市町村や関係団体と一体となった環境保全への取組を推進します。

また、再生可能エネルギー^{※2}等の普及促進、市自らも取り組む省エネルギー行動の推進などにより、温室効果ガス^{※3}排出量の削減を図り、地球温暖化対策を推進します。



施策の体系



※1 [t-CO₂] 温室効果ガスの量を二酸化炭素の重量に換算した単位で、「二酸化炭素トン」と称する。
 ※2 [再生可能エネルギー] 半永久的に利用可能な太陽エネルギーや水力・風力・地熱などのエネルギー。
 ※3 [温室効果ガス] 二酸化炭素(CO₂)など地球に温室効果をもたらすガス。

第1項

陸奥湾資源の保全

陸奥湾沿岸市町村や関係団体と一体となった環境保全への取組を推進し、陸奥湾資源の保全を図ります。

主な取組

陸奥湾の環境保全意識の向上

● 陸奥湾の良好な水質環境を将来にわたって保全していくためには、海だけではなく、森里川海での一体的な活動が必要であることから、清掃活動や植林等の環境保全活動を実施する団体に支援を行うほか、子どもや大人を対象とした体験会や勉強会を実施し、市民の環境保全に対する意識の向上を図ります。

● 陸奥湾は閉鎖性の強い水域であるとともに、その沿岸には複数の市町村が面しているため、本市のみで行う取組だけでは、その環境保全は困難であることから、陸奥湾沿岸市町村や関係団体と連携して、環境保全活動を推進します。



むつ湾フォーラム in 外ヶ浜 記念植樹

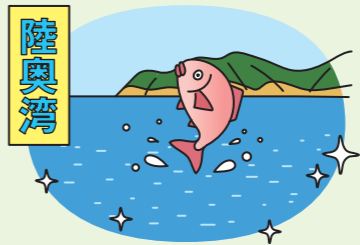
目標とする指標

● 陸奥湾の環境基準達成率

陸奥湾の水質調査(3地点)における環境基準の達成率

基準値: 94.1% (2017(平成29)年度)

目標値 **100%**



第2項

豊かな森林の保護

自然環境を守り育てる活動の充実や自然保護意識の醸成を図るとともに、八甲田山系から身近な里山まで、豊かな森を将来世代に引き継いでいくため、自然環境の保護を図ります。

主な取組

自然保護意識の醸成

● 森林などの自然を活かした公園の利用をはじめとする、市民が身近な自然に触れ合うことができる機会の活用や緑を守る募金活動、花苗等の提供などによる、緑化意識の普及啓発を通じて、関係団体と連携しながら市民の自然保護意識の高揚を図ります。

● 次世代を担う子どもを対象に、国・県と共同で、森や川の役割・重要性を学ぶ機会を提供し、自然保護意識の醸成を図ります。

自然環境を守り育てる活動の充実

● 八甲田連峰におけるごみの放置や、禁止されている場所での山野草の採取など、自然環境破壊につながる行為についての注意を呼びかけ、自然を保護・保全しながら適正な利用の促進を図るなど、市民や関係団体と連携した自然保護活動を進めます。

● 地域の身近な森林の環境美化活動など、市民や関係団体と連携した自然環境の保全活動を進めます。耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の解消を図ります。

● クマ、サル、カラスなどによる人や農作物などへの被害を防止するとともに、鳥獣の捕獲許可や飼養登録などを通じ、鳥獣の保護を図り、人と鳥獣がうまく棲み分けし共存できる環境づくりを図ります。

目標とする指標

● 自然保護活動参加者数

清掃活動や植樹活動などの自然保護活動への参加者数

基準値: 3,991人 (2017(平成29)年度)

目標値 **4,535人**



第3項

再生可能エネルギー^{※1}の導入・省エネ活動の促進

再生可能エネルギー等の普及促進、省エネルギー行動の推進などに
取り組むことにより、温室効果ガス^{※2}排出量の削減を図り、
地球温暖化対策を推進します。

主な取組

再生可能エネルギー等の普及促進

● 太陽光や風力、地熱、バイオマス^{※3}など、地域に存在する多くの再生可能エネルギー源の有効活用に向けて、再生可能エネルギーの普及促進や導入を図ります。

● 弘前大学地域戦略研究所などの関係機関との連携により、地域に適したエネルギー利用技術の確立を目指し、新たな事業の創出に努めます。

省エネルギー行動の推進

● 地球温暖化防止活動推進センターなどと連携し、市民や事業者に対する環境講座などのさまざまな学習機会を活用した情報提供や啓発イベントの開催などを通じて、一人ひとりの地球環境に対する責任と役割についての理解や認識を深めることで、日常生活や事業活動を見直し、エネルギー消費の無駄をなくすエコライフやエコオフィスの推進を図ります。



あおもり素材まるごとエコごはん

目標とする指標

● 温室効果ガス排出量

市域における温室効果ガスの総排出量

基準値: 261.1万t-CO₂ ^{※4}
(2015 (平成27)年度)

目標値 **223.8** 万t-CO₂

● 環境啓発関連イベントなどへの参加者数

市が主催する環境啓発関連イベントや講座などへの市民の参加者数

基準値: 2,121人 (2017 (平成29)年度)

目標値 **3,051** 人

※1 [再生可能エネルギー] 半永久的に利用可能な太陽エネルギーや水力・風力・地熱などのエネルギー。
※2 [温室効果ガス] 二酸化炭素 (CO₂) など地球に温室効果をもたらすガス。
※3 [バイオマス] エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のことであり、再生可能エネルギーの一つ。
※4 [t-CO₂] 温室効果ガスの量を二酸化炭素の重量に換算した単位で、「二酸化炭素トン」と称する。

第2節

快適な生活環境の確保

現状と課題

《適正な污水排除・処理の状況》

● 河川や海、かんがい水路^{※5}などの水質保全や生活環境の改善のため、適正な污水排除・処理が重要となっています。

墓への考え方が変化してきており、市民の墓
地需要が多様化しています。
● 犬・猫の糞尿・鳴き声・放し飼い等、不適切な飼
養に関する苦情や引取り相談が寄せられてい
ます。

《公害の状況》

● 老朽化した污水处理施設の機能を確保するこ
とが重要となっています。
● 公害については、関係法令及び「青森市公害
防止条例」に基づく規制、改善指導などによつ
て全般的に改善されてきているものの、事業
活動や市民生活に関連して発生する公害を未
然に防止するため、事業者や市民などに対し
て自らが発生源とならないよう注意を促すこ
とが重要となっています。

《食品衛生・生活衛生対策の状況》

● 生活衛生施設の衛生環境や食品に対する信
頼と安全性を確保することが重要となつて
います。
● 核家族化や少子高齢化の進展などにより、お



きれいで快適な環境づくり

※5 [かんがい水路] 川や湖、池沼などから農地に水を供給する水路。

基本方向

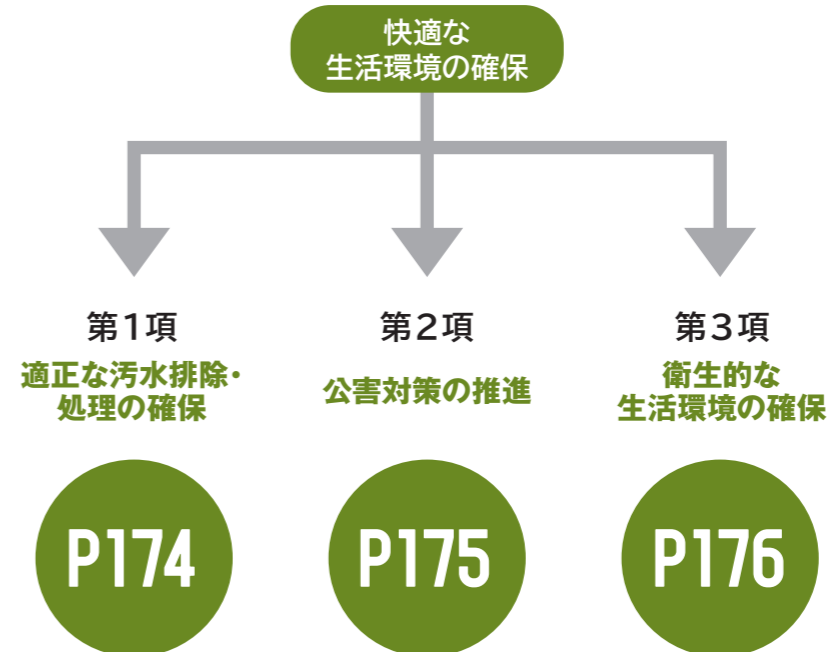
汚水処理に係る水洗化の促進や下水道施設等の機能確保などにより、公共用水域※1の水質を保全し、衛生的な生活環境の確保を図ります。

また、環境基準の達成状況の調査や事業者への指導などの公害監視活動を継続するほか、食品衛生・生活衛生対策の推進、犬や猫をはじめとするペットへの愛護意識の高揚及び適正飼養の意識啓発を図ることなどにより、衛生的な生活環境の確保を図ります。



八重田浄化センター

施策の体系



※1 [公共用水域] 河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路のこと。ただし、下水道は除く。

第1項

適正な汚水排除・処理の確保

汚水処理に係る水洗化の促進や下水道施設等の機能確保などにより、公共用水域※2の水質を保全し、衛生的な生活環境の確保を図ります。

主な取組

汚水処理に係る水洗化の促進

- 汚水処理施設について、費用対効果や地域特性などに応じた効果的・効率的な整備を進めます。
- 公共下水道などの整備予定のない地区において、住宅への合併処理浄化槽の設置に対する助成により設置を促進するとともに、設置された浄化槽の適正な維持管理を促進します。
- 公共下水道などの整備地区において、未だ水洗化がなされていない住宅や事業所に対し、普及啓発活動を通じて水洗化を促進します。



下水道管布設工事の様子

下水道施設等の機能確保

- 今後、老朽化した施設の増加が見込まれることから、公営企業会計※3の適用を踏まえ、経営基盤の強化等に取り組みながら、既存施設の効果的・効率的な更新に努めるなどの適正・適切な維持管理を通じ、下水道施設等の機能保全を図ります。

目標とする指標

● 水洗化率

公共下水道・農業集落排水※4・合併処理浄化槽※5で汚水を処理している年度末現在の人口の割合

基準値: 76.3% (2017(平成29)年度)

目標値 **78.6%**



※2 [公共用水域] 河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路のこと。ただし、下水道は除く。

※3 [公営企業会計] 民間企業と同様に発生主義・複式簿記を採用し、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の財務諸表を作成する会計方式。

※4 [農業集落排水] 農村地域での生活雑排水やし尿を処理する施設(農村版下水道)。

※5 [合併処理浄化槽] 生活雑排水やし尿を戸別に処理する浄化槽。

第2項 公害対策の推進

生活環境の保全を図るため、環境基準の達成状況の調査や事業者への指導などの公害監視活動を継続するとともに、事業者や市民に対する意識啓発を進めます。

主な取組

事業者や市民に対する意識啓発

● 事業活動や市民生活に伴う騒音・悪臭・大気汚染などが苦情やトラブルにつながることや、公害の原因となることをわかりやすくお知らせすることを通じ、事業者や市民が自ら公害などの発生源とならないよう注意を促します。

公害監視体制の充実

● 大気汚染、水質汚濁、騒音、ダイオキシン類^{※1}汚染、地盤沈下の公害の状況把握のため、定期的な調査を行います。
● 事業活動などに伴う騒音・悪臭・大気汚染などを適宜測定し、基準適合状況を踏まえた事業者への指導を行うなど適時適切な公害監視活動を進めます。



水質検査

目標とする指標

●環境基準達成率 (大気・水質・騒音など)

大気・水質・騒音などの各監視項目に係る環境基準の達成率

基準値:95.1% (2017(平成29)年度)

目標値 **96.1%**



※1 [ダイオキシン類] 塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副成分として生成される毒性が強い物質。

第3項

衛生的な生活環境の確保

食品衛生対策や生活衛生対策を推進するとともに、犬や猫をはじめとするペットへの愛護意識の高揚を図ることなどにより、衛生的な生活環境を確保します。

主な取組

食品衛生・生活衛生対策の推進

● 食品や日常生活における衛生水準の向上に向けた情報を提供し、市民や事業者への注意を促すとともに、営業に関する審査・許可や、食品及び食品取扱施設、生活衛生施設の監視・指導などを通じ、食中毒や感染症の発生防止に努めます。

● 市民や地域と連携し、アメリカシロヒトリ^{※2}やスズメバチをはじめとする害虫対策についての支援や助言、飲用井戸の定期的な水質検査の勧奨などにより、生活環境の保全を図ります。

市営霊園の適切な運営

● 多様化する市民の墓地需要を踏まえ、承継を前提としない新たな形態のお墓の整備や墓地区画の確保・提供に努めます。

動物愛護管理対策の推進

● 青森県動物愛護センターと連携し、犬や猫をはじめとするペットの飼い主に対する啓発活動などにより、飼養する上で守るべきマナーやモラルの向上を図ります。

● 犬や猫の飼い主から引取りの相談や依頼などがあつた場合は、ペットへの愛護意識を高め、適正飼養や終生飼養に関し、必要な助言・指導を行います。

目標とする指標

●食中毒事件発生件数

原因となる食品や、施設が特定された食中毒の発生件数

基準値:1件 (2017(平成29)年度)

目標値 **0**件

●犬・猫引取り数

飼い主がやむを得ない理由で飼えなくなった犬・猫や、所有者不明の犬・猫の引取りを拾得者から求められた場合に引取りをした頭数

基準値:192頭 (2018(平成30)年度見込み)

目標値 **98**頭

※2 [アメリカシロヒトリ] 樹木の葉を食害するガの一種。

第3節

廃棄物対策の推進



現状と課題

《ごみ排出量・リサイクル率の状況》

● 本市の2016（平成28）年度におけるおける1人1日当たりのごみ排出量は1044gとなっており、全国平均の925gと比較して多くなっています。

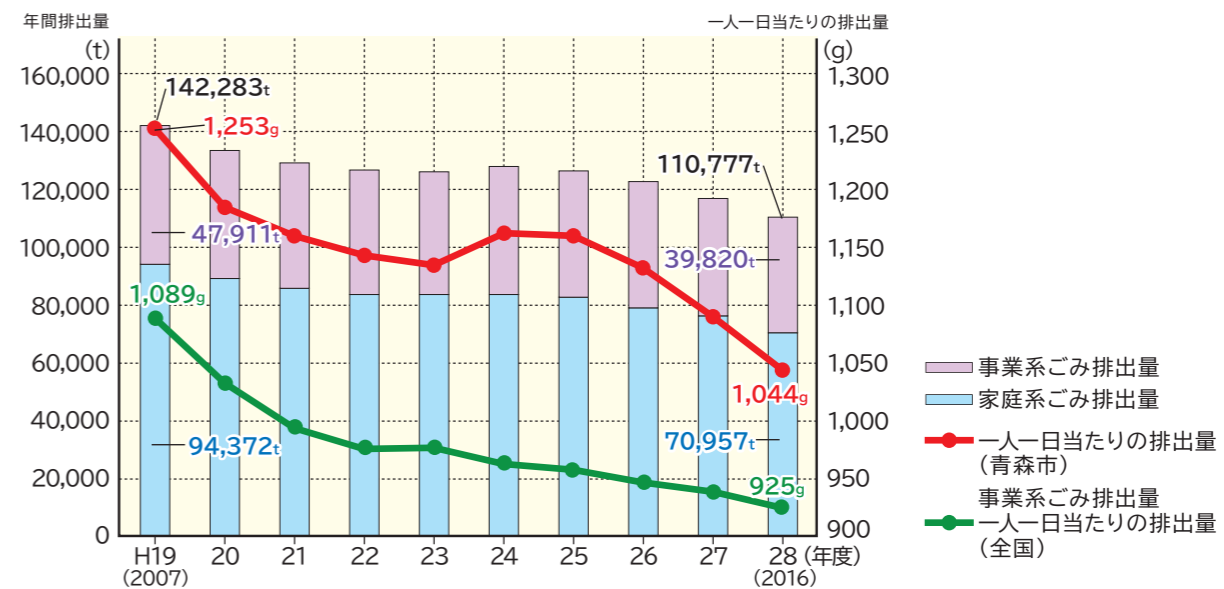
● 本市の2016（平成28）年度におけるリサイクル率は16.5%となっており、全国平均の20.3%と比較して低くなっています。

《廃棄物の不適正処理の状況》

● 本市の2017（平成29）年度における不法投棄などの不適正処理は140件確認されています。



ごみの年間排出量と一人一日当たりの排出量



(H:平成)
出典:[全国] 環境省「一般廃棄物処理実態調査」、[市] 青森市環境部清掃管理課

基本方向

家庭や事業所から出るごみの減量化・資源化に向けた効果的な取組を推進することにも、意識啓発の強化などを図ります。

また、不法投棄をなくすため、廃棄物の適正処理に関する啓発活動を積極的に推進するとともに、関係機関と連携しながら、不法投棄をさせないための環境づくりなど、廃棄物対策を推進します。



施策の体系

廃棄物対策の推進

第1項
ごみの減量化・
リサイクルの強化

P179

第2項
適正な
廃棄物処理の確保

P181

第1項

ごみの減量化・リサイクルの強化

家庭や事業所から出るごみの減量化・資源化に向けた効果的な対策、意識啓発強化を推進します。

主な取組

多様な主体が連携した3R^{※1}活動の推進

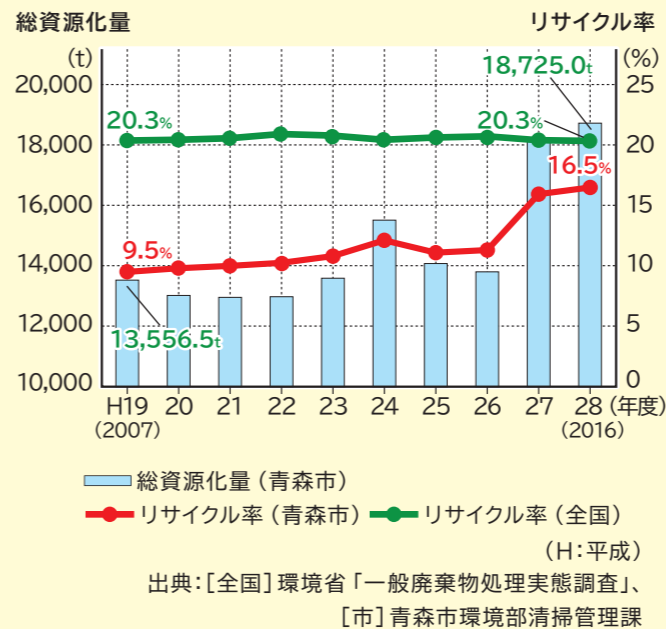
● 市民や町(内)会、事業者、各種団体などの自主的活動主体と行政が連携・協働し、意識啓発や意見情報交換などの活動を通じ、ごみの減量化・資源化に向けた生活スタイルとしてReduce(リデュース)排出抑制)、Reuse(リユース)再利用)、Recycle(リサイクル)再資源化)の浸透を図ります。

市民のごみ減量化・資源化対策の促進

● 家庭から排出される可燃ごみの中には、分別や排出抑制が可能な紙類、ビニール・プラスチック類、生ごみが多く含まれていることから、資源物の分別や生ごみの減量方法やごみ処理の現状などについて市民

への効果的な情報発信を行うほか、町(内)会等と連携し、ごみの減量化・資源化に対する認識と理解を深める取組を進めます。

ごみの資源化量とリサイクル率の推移



事業者のごみ減量化・資源化対策の促進

● 事業所などから排出される可燃ごみの中には、分別や排出抑制が可能な紙類や生ごみが多く含まれていることから、清掃工場へのリサイクル可能な古紙類の搬入規制の徹底を図るほか、古紙類を回収する制度や生ごみの減量化対策などの効果的な情報発信により、ごみの減量化・資源化に対する認識と理解を深める取組を進めます。



市民一掃きデー



集団回収

目標とする指標

● 市民1人1日当たりのごみ排出量

ごみの排出量を市民1人1日当りに換算した量
基準値:1,041g (2017(平成29)年度見込み)

目標値 **976g**

● リサイクル率

一般廃棄物の総排出量に占める資源化量の割合
基準値:16.4% (2017(平成29)年度見込み)

目標値 **19.6%**



衣類のリユースの現場見学



第2項

適正な廃棄物処理の確保

不法投棄をなくすため、関係機関と連携しながら、不法投棄をさせないための環境づくりや、廃棄物の適正処理に関する啓発活動を積極的に推進します。

主な取組

一般廃棄物の適正処理の確保

- 一般廃棄物の適正な分別・排出を促すために、各種事業や清掃ごよみ、広報等により啓発活動を実施し、町(内)会や関係機関などと連携し、ごみ出しマナーの向上を図り、不法投棄をさせない環境づくりを行います。
- 清掃工場や最終処分場など廃棄物処理施設の適正な運営・維持管理や、周辺市町村と連携した処理体制の確保などを通じ、安定的・効果的・効率的な処理体制の整備を進めます。
- 一般廃棄物処理業に関する許可や処理事業者に対する検査などを通じ、一般廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行います。
- 市民からの不法投棄に関する通報について、速やかに現場確認を行うとともに、早期の原状回復に向け

産業廃棄物の適正処理の確保

- 関係機関などと連携した産業廃棄物の適正処理に関する説明会の開催、適正処理ガイドブックの配付などによる意識啓発を通じ、排出事業者や処理事業者の法令遵守の徹底を図ります。
- 産業廃棄物処理業に関する許可、排出・処理事業者に対する立入検査などにより、産業廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行います。
- 産業廃棄物の処理などに関する市民通報への速やかな対応のほか、パトロール、監視カメラ・不法投棄警告看板の設置など、不法投棄をさせない環境づくりを行います。

た取組を進めます。

その他の廃棄物などの適正保管・処理の確保

- PCB(ポリ塩化ビフェニル)^{※1}廃棄物の適正な保管・期限内の処分について事業者などへ周知するとともに、PCB廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行います。
- 使用済み自動車の引取業などに関する登録・許可や、登録・許可事業所に対する立入検査・指導など、使用済み自動車の適正処理に向けた監視・指導を行います。



産業廃棄物処理業者立入検査

目標とする指標

● 産業廃棄物処理施設などの適合率

立入検査において、適正処理を確認できた産業廃棄物処理業者や事業用施設の割合

基準値:95.7% (2017(平成29)年度)

目標値 **96.0%**

● 不法投棄などの発生(確認)件数

一般廃棄物及び産業廃棄物などについて、新たな不法投棄や野焼きなどの不適正処理が確認された件数

基準値:140件 (2017(平成29)年度)

目標値 **104**件



※1 [PCB(ポリ塩化ビフェニル)] 水にきわめて溶けにくい、熱で分解しにくい、不燃性・電気絶縁性が高いなどの性質を有する油状の物質で、電気機器(変圧器や蛍光灯安定器等)の絶縁油など様々な用途に利用されてきたが、人の健康や環境への有害性が確認され、現在は製造・輸入ともに禁止されている。



むつ湾広域連携協議会

環境活動体験会 稚魚放流(蓬田村)

環境活動体験会 清掃活動(横浜町)

夏泊半島沿岸 清掃活動(平内町)

十符ヶ浦海水浴場 早朝清掃(野辺地町)



むつ湾フォーラム in むつ脇野沢(むつ市)

むつ湾広域連携協議会

かがやく陸奥湾の環境を 地域一体で守り、 資源や自然を活かした 産業・観光振興を目指して

協議会の成り立ち

青森県の中心に広がる陸奥湾は、豊富な水産資源によって周辺地域に恵みをもたらしていますが、これまで陸奥湾の環境保全、産業・観光振興に関しては各分野において自治体や、民間団体が個々に取り組んでおり、その効果は限定的なものとなっていました。

そこで、陸奥湾の自然環境を周辺地域一体で保全し、陸奥湾の豊かな資源や美しい自然景観を活かした産業や観光を振興するため、本市を含む県内8市町村(青森市、

むつ市、平内町、今別町、外ヶ浜町、野辺地町、横浜町、蓬田村)と各地域の商工会議所や商工会、公益社団法人青森県観光連盟、NPO法人青森県環境パートナーシップセンターで構成する官民連携の協議会として、2018(平成30)年12月21日、**むつ湾広域連携協議会**を設立しました。

環境分野への取組

むつ湾広域連携協議会は環境・産業・観光の3つの部会で構成されており、環境部会における陸奥湾の環境保全に対する意識向上のため

浦海水浴場の早朝清掃が、砂浜やキャンプ場周辺で行われるなど、構成市町村でも、様々な取組が進められています。

産業・観光分野への取組

産業部会・観光部会においては、豊かな資源を活かした産業及び観光の振興に向けた取組をはじめ、光の振興に向けた取組をはじめ、おり、産業分野では**物産の共同プロモーション**、観光分野では**周遊モデルコースの造成**など、これまで各自治体が個別で実施していた事業を、協議会として連携して取り組むことにより効果的・効率的に事業を展開しています。

陸奥湾沿岸の8市町村等が連携したスケールメリットを活かし、「むつ湾」という枠組みを一つのブランドとしてPRすることで、新しい魅力発信や相乗効果が期待できると考えています。



むつ湾フォーラム in 外ヶ浜 記念植樹(外ヶ浜町)

また、平内町では、町・漁業関係者、任意団体など各団体がそれぞれ夏泊半島沿岸の清掃活動に取り組んでいるほか、野辺地町では、海水浴場のオープンに向けて、**十符ヶ**

今後においても、陸奥湾という共通の資源を持つ地域の固い絆のもと、沿岸8市町村が一体となり、互いに連携しながら、更なる圏域の活性化を進めていきます。